

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○環境影響評価等についての技術的事項に関する指針の一部改正 (環境管理課)	707
○救急病院である旨の告示 (医療課)	715
○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	716
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定 (〃)	719
公 告	
○特定非営利活動促進法に基づく定款変更 認証の申請に係る関係書類の縦覧 (山城広域振興局)	721
○平成26年度ふぐ処理師試験の実施 (生活衛生課)	722
○農地中間管理機構の指定 (担い手支援課)	〃

公 安 委 員 会	
○一般競争入札の実施	723
人 事 委 員 会	
○平成26年度京都府職員(初級)採用試験の実施	724
○平成26年度京都府公立学校職員採用試験の実施	725
○平成26年度京都府職員(警察事務)採用試験の実施	727
○平成26年度第2回京都府警察官採用試験の実施	728
○平成26年度身体障害者を対象とした京都府職員採用選考試験の実施	729
監 査 委 員	
○平成25年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置	730

告 示

京都府告示第376号

環境影響評価等についての技術的事項に関する指針(平成11年京都府告示第276号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

京都府知事 山 田 啓 二

第1の1中「より」の右に「、計画段階配慮事項についての検討」を加え、第1の2中「すべて」を「全て」に、「対象事業」を「第一種事業等及び対象事業」に、「事業者」を「第一種事業等を実施しようとする者及び事業者」に、「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改める。

第5中「第5 方法書」を「第5 配慮書、方法書」に、「対象事業に係る方法書」を「第一種事業等に係る配慮書並びに対象事業に係る方法書」に、「5に」を「6までに」に改め、第5の5中「方法書」を「配慮書、方

法書」に改め、第5中5を6とし、第5の4の(3)中「第34条第1項」を「第34条第2項」に改め、第5中4を5とし、第5の3の(3)中「2(2)」を「3(2)」に改め、第5の3の(4)中「2(3)」を「3(3)」に改め、第5中3を4とし、第5の2の(1)中「1(1)オ」を「2(1)エ」に改め、第5の2の(3)のイ中「第2の2から」を「第3の2から」に、「第2の2(6)」を「第3の2(5)」に、「第2の3(4)」を「第3の3(4)」に改め、第5の2の(3)のイ中「第2の4(5)」を「第3の4(5)」に、「第2の5(3)」を「第3の5(3)」に、「第2の6(3)」を「第3の6(3)」に改め、第5の2の(4)中「第2」を「第3」に改め、第5の2の(5)中「第3に」を「第4に」に、「第3の1」を「第4の1」に、「第3の2」を「第4の2」に、「第3の3」を「第4の3」に改め、第5の2の(6)中「第4の1」を「第5の1」に、「第4の3」を「第5の3」に改め、第5の2の(7)中「一覧できる」を「一覧することができる」に改め、第5の2の(8)中「第34条第1項」を「第34条第2項」に改め、第5中2を3とし、第5の1の(1)中「京都府環境影響評価条例(以下「条例」という。)」を「条例」に改め、第5の1の(1)のウを次のように改める。

ウ 1(1)エに掲げる事項及び条例第7条の7の規定による決定に係る検討の状況(配慮書を作成していない場合にあっては、対象事業の計画の

策定に至った検討の状況（対象事業の計画策定段階における環境の保全及び創造の見地から行った検討及び配慮の内容（対象事業の計画地の選定、周辺土地利用との調和、改変面積の最小化等））

第5の1の(1)中エを削り、オをエとし、第5の1の(2)中「第9条第4号」を「第9条第5号」に、「環境影響評価実施地域」を「調査地域又は予測地域」に、「第2の1(1)イ」を「第2の2(1)イ」に改め、第5の1の(3)中「(1)ウ及び」を削り、「第9条第4号」の右に「及び第5号」を加え、第5の1の(4)中「第9条第5号」を「第9条第10号」に改め、「する。」の右に「この場合において、当該選定事項並びに選定事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。」を加え、第5の1の(5)中「第34条第1項」を「第34条第2項」に改め、第5中1を2とし、第5に1として次のように加える。

1 配慮書の作成

(1) 第一種事業等に係る条例第7条の3第3号に掲げる事項のうち第一種事業等の内容は、次に掲げる事項とする。

ア 第一種事業等の種類

イ 第一種事業等の規模

ウ 事業実施想定区域の位置

エ 第一種事業等の位置等に係る複数案（複数案を選定しない場合においては、単一案）の策定に至った検討の状況

(2) 第一種事業等に係る条例第7条の3第4号に掲げる事項のうち、事業実施想定区域ごとの計画段階関係地域及びその地域の概況の記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、第2の2(1)イの例により区分し、行うものとする。

(3) (1)ウ及び第一種事業等に係る条例第7条の3第4号に掲げる事項の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

(4) 第一種事業等に係る条例第7条の3第5号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。

ア 第2の1により設定した位置等に関する複数案

イ 第2の3から7までにより選定した計画段階配慮事項並びに当該事項に係る調査、予測及び評価の手法（計画段階配慮事項については第2の3(5)に掲げる事項を、手法については第2の4(4)に掲げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。）

ウ 第2の5(4)、第2の6(2)及び(3)並びに第2の

7(4)に掲げる事項

エ 第2により選定した計画段階配慮事項並びに当該事項に係る調査、予測及び評価の手法に基づき実施した検討の結果を項目ごとに取りまとめたもの

(5) 配慮書には、条例第34条第1項の規定により2以上の対象事業について併せて配慮書を作成した場合にあっては、その旨を明らかにするものとする。

第5を第6とする。

第4中「3に」を「3までに」に改め、第4の1中「予測の不確実性の程度が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境の保全及び創造のための措置を講じる場合等」を「次のいずれかに該当すると認められる場合」に改め、第4の1に次のように加える。

(1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境の保全及び創造のための措置を講じる場合

(2) 効果に係る知見が不十分な環境の保全及び創造のための措置を講じる場合

(3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の保全及び創造のための措置の内容をより詳細なものにする場合

(4) 代償措置を講じる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

第4の2の(4)中「が確認できる」を「を確認することができる」に改め、第4の2に次のように加える。

(5) 必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第4を第5とする。

第3中「3に」を「3までに」に改め、第3の1の(1)中「当たっては」の右に「可能な場合はより良好な環境を創造するための措置を検討するとともに」を加え、「及び創造のため」を「のため」に改め、第3の1の(2)中「当たっては、」の右に「より良好な環境を創造するための措置及び」を加え、第3の2中「範囲内で」の右に「より良好な環境が創造され、」を加え、第3の3を次のように改める。

3 検討結果の整理

(1) 環境の保全及び創造のための措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

ア 環境の保全及び創造のための措置の内容、実施主体その他の環境の保全及び創造のための措置の実施の方法

イ 環境の保全及び創造のための措置の効果及び当該環境の保全及び創造のための措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境の保全及び創造のための措置の効果の不確実

性の程度

ウ 環境の保全及び創造のための措置の実施に伴い生じるおそれのある環境への影響

エ 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

オ 代償措置にあっては、損なわれる環境及び当該環境の保全及び創造のための措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

カ 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

(2) 1(1)による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境の保全及び創造のための措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(3) 位置等に関する複数案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのようにより良い環境が創造され、又は環境影響が回避され、若しくは低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

第3を第4とする。

第2中「調査、予測及び評価の手法に」を「当該項目に係る調査、予測及び評価の手法に」に、「7に」を「7までに」に改め、第2の1を次のように改める。

1 環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握

(1) 第2の2は、対象事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、第2の2(1)中「第一種事業等」とあるのは「対象事業」と、「計画段階配慮事項についての検討を行う」とあるのは「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法を選定する」と、「当該検討」とあるのは「当該選定」と、「以下2、3、5及び6において」とあるのは「以下」と、「並びに1又は2以上の事業実施想定区域ごとに、当該区域」とあるのは「及び対象事業実施区域」と、「事業実施想定区域の」とあるのは「対象事業実施区域の」と、第2の2(1)イ(ア)中「気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）」とあるのは「大気環境」と、「（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。））とあるのは「環境基準」と、第2の2(1)イ(ア)中「水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）」とあるのは「水環境」と、第2の2(1)イ(イ)中「環境の保全を目的とする法令、条例又

は行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導（京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号）第35条の規定により行うものを含む。）その他の措置（以下「法令等」という。）」とあるのは「法令等」と、第2の2(2)中「京都府その他の関係する地方公共団体（以下「府等」という。）」とあるのは「府等」と、「聴取する」とあるのは「聴取し、又は現地の状況を確認する」と読み替えるものとする。

(2) (1)において読み替えて準用する第2の2(1)に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全及び創造の見地からの配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

第2の2の(1)中「選定は」の右に「、1により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ」を加え、「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）を「影響要因」に、「環境を構成する要素（以下「環境要素」という。）を「環境要素」に改め、第2の2の(2)のアを次のように改める。

ア 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「工事の実施」という。）

第2の2の(2)のイ中「以下」を「当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下」に改め、第2の2の(3)を次のように改める。

(3) 第2の3(3)及び(4)は、(1)の検討について準用する。この場合において、第2の3(3)ア(ア)中「騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）」とあるのは「騒音」と、「超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）」とあるのは「超低周波音」と、第2の3(3)ア(イ)中「水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）」とあるのは「水質」と、第2の3(3)ウ(ア)中「景観（歴史的・文化的景観を除く。以下同じ。）」とあるのは「景観」と、第2の3(3)エ(ア)中「廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）」とあるのは「廃棄物等」と、第2の3(3)エ(イ)中「温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「温室効果ガス等」と、第2の3(4)中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と読み替えるものとする。

第2の2中(4)を削り、(5)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 第2の3(5)は、(1)の選定について準用する。この場合において「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、「選定した事項」とあるのは「選定

した項目」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、「の事項」とあるのは「の項目」と読み替えるものとする。

第2の2の(6)を削り、第2の3中「3 調査」を「3 環境影響評価の項目に係る調査」に改め、第2の3の(1)中「選定項目の特性及び」を「当該選定項目の特性及び当該」に改め、第2の3の(1)のイ中「2(3)ア」を「2(3)において準用する第2の3(3)ア」に改め、第2の3の(1)のイ中「2(3)イ(ア)及びイ」を「2(3)において準用する第2の3(3)イ(ア)及びイ」に改め、第2の3の(1)のウ中「2(3)イ(ウ)」を「2(3)において準用する第2の3(3)イ(ウ)」に、「特徴づける」を「特徴付ける」に改め、第2の3の(1)のウ中「2(3)ウ(ア)」を「2(3)において準用する第2の3(3)ウ(ア)」に改め、第2の3の(1)のウ中「2(3)ウ(イ)」を「2(3)において準用する第2の3(3)ウ(イ)」に、「状況」を「状態及び利用の状況」に改め、第2の3の(1)のカ中「2(3)エ」を「2(3)において準用する第2の3(3)エ」に、「及び」を「に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、」に、「関し、」を「関しては」に改め、第2の3の(1)のキ中「2(3)オ(ア)」を「2(3)において準用する第2の3(3)オ(ア)」に改め、第2の3の(1)のク中「2(3)オ(イ)及びウ」を「2(3)において準用する第2の3(3)オ(イ)及びウ」に改め、第2の3の(2)を次のように改める。

- (2) (1)による手法の選定は、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報及びその結果を最大限に活用するとともに、1により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとし、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにできるよう努めるものとする。

第2の4中「4 調査」を「4 環境影響評価の項目に係る調査」に改め、第2の4の(1)中「オに」を「オまでに」に改め、「する。」の右に「この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。」を加え、第2の4の(3)中「把握できる」を「把握することができる」に改め、第2の4の(5)中「調査地域」の右に「調査地点及び調査期間等」を加え、「特定できない」を「特定することができない」に改め、第2の4の(6)中「比較できる」を「比較することができる」に改め、第2の5中「5 予測」を「5 環境影響評価の項目に係る予測」に改め、第2の5の(1)中「エに」を「エまでに」に改め、第2の5の(1)のウ中「把握できる」を「把握することができる」に改め、第2の5の(1)のウ中「定常状態」の右に「になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、第2の5の(2)中「にあつては」を「又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について

供用されることが予定されている場合にあつては」に改め、第2の5の(3)中「妥当性を」の右に「予測の結果との関係と併せて」を加え、「経時的変動、季節変動及び経年的変化」を「日変化、季節変化及び経年変化」に改め、第2の5の(4)中「状況」を」の右に「明らかにできるように整理し、これを」を加え、第2の5の(5)中「する。」の右に「この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。」を加え、第2の6の(1)中「こと」の右に「。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること」を加え、第2の6の(2)を次のように改める。

- (2) 国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについても検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

第2の7の(1)中「基に選定するものとし」を「考慮しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに」に改め、第2の7の(2)のイ及び(3)のイ中「環境影響評価実施地域」を「調査地域又は予測地域」に改め、第2の7の(3)のウ中「情報が」を「情報を」に、「収集できる」を「収集することができる」に改め、第2を第3とし、第1の次に次のように加える。

第2 事業に係る計画の立案の段階における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項の選定並びに当該事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針

第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討は、次に掲げる1から7までに定めるところにより、計画段階環境配慮事項並びに当該事項に係る調査、予測及び評価の手法を選定して行うものとする。

1 位置等に関する複数案の設定

- (1) 第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業等が実施されるべき区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る工作物の構造若しくは配置に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

- (2) (1)による位置等に関する複数案の設定に当たっては、できる限り第一種事業等が実施されるべき

区域の位置又は第一種事業等の規模に関する複数の案の設定を優先するものとする。

- (3) (1)による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業等に代わる事業の実施により当該第一種事業等の目的が達成される場合その他第一種事業等を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

2 計画段階配慮事項についての検討に係る事業特性及び地域特性の把握

- (1) 第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業等の内容（以下2、3、5及び6において「事業特性」という。）並びに1又は2以上の事業実施想定区域ごとに、当該区域及びその周囲の自然的、社会的及び文化的状況（以下2、3、5及び6において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

ア 事業特性に関する情報

- (ア) 第一種事業等の種類
- (イ) 事業実施想定区域の位置
- (ウ) 第一種事業等の規模
- (エ) 第一種事業等に係る主要な工作物の構造及び配置
- (オ) 第一種事業等の工事計画の概要
- (カ) その他第一種事業等に関する事項

イ 地域特性に関する情報

- (ア) 自然的状況
 - a 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
 - b 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
 - c 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
 - d 地形及び地質の状況
 - e 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - f 景観（歴史的・文化的景観を含む。）及び人と自然との触れ合いの活動の状況
 - g その他の事項
- (イ) 社会的・文化的状況
 - a 人口及び産業の状況
 - b 行政区画の状況
 - c 土地利用の状況
 - d 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水

の利用の状況

- e 交通の状況
- f 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- g 下水道の整備の状況
- h 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域地区等の決定状況その他の土地利用計画
- i 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導（京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号）第35条の規定により行うものを含む。）その他の措置（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- j 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況
- k その他の事項

- (2) (1)イに掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、京都府その他の関係する地方公共団体（以下「府等」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

3 計画段階配慮事項の選定

- (1) 第一種事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、2により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、当該第一種事業等に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境を構成する要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について、最新の知見に基づき、客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

- (2) (1)の検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じた適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

ア 第一種事業等に係る工事の実施（第一種事業等の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

イ 第一種事業等に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれる

もの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

(3) (1)の検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（エに掲げるものを除く。）

(ア) 大気環境

a 大気質

b 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

c 振動

d 悪臭

e その他大気環境に係る環境要素

(イ) 水環境

a 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

b 水底の底質

c 地下水の水質及び水位

d その他水環境に係る環境要素

(ウ) 地質・土壤環境

a 地形及び地質

b 地盤

c 土壤

d その他地質・土壤環境に係る環境要素

(エ) その他の環境

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（エに掲げるものを除く。）

(ア) 動物

(イ) 植物

(ウ) 生態系

ウ 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（エに掲げるものを除く。）

(ア) 景観（歴史的・文化的景観を除く。以下同じ。）

(イ) 人と自然との触れ合いの活動の場

エ 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

(ア) 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

(イ) 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）

オ 歴史的・文化的環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（エに掲げる

ものを除く。）

(ア) 歴史的・文化的景観

(イ) 文化財

(ウ) 埋蔵文化財包蔵地

(4) (1)の検討は、2により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとし、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

(5) (1)による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、別表を参考に選定の結果を一覧することができるよう整理するとともに、(1)により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由及びそれ以外の事項について選定しなかった理由を明らかにするものとする。

4 計画段階配慮事項についての検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定

(1) 第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び当該第一種事業等が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれに定める手法について、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに5から7までに定めるところにより行うものとする。

ア 3(3)アに掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

イ 3(3)イ(ア)及び(イ)に掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況及び生息状況又は生育状況並びに重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

ウ 3(3)イ(ウ)に掲げる環境要素に係る選定事項については、まとめて存在し、かつ、生態系の保全上重要な自然環境であって、次の(ア)から(エ)までに掲げるものに対する影響の程度を把握する手法

(ア) 自然林、湿原、藻場、干潟、汽水湖、自然

海岸等の自然環境であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

- (イ) 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）、河川沿いの氾濫原に所在する湿地帯又は河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少し、又は劣化しつつあるもの
- (ウ) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境
- (エ) 都市において現に存する、樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）、水辺地等の自然環境であって地域を特徴付ける重要なもの
- エ 3(3)ウ(ア)に掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- オ 3(3)ウ(イ)に掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- カ 3(3)エに掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量及び最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法
- キ 3(3)オ(ア)に掲げる環境要素に係る選定事項については、歴史的・文化的景観に関し、眺望の状況及び歴史的・文化的景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- ク 3(3)オ(イ)及び(ウ)に掲げる環境要素に係る選定事項については、有形の文化的遺産及び歴史的資料で価値の高いもの、住民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの、遺跡、名勝地等で価値の高いもの、歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの並びに埋蔵文化財を包蔵する土地及びその周辺の環境の状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- (2) (1)による手法の選定は、2により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分

野を明らかにできるよう整理するものとし、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

- (3) 第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- (4) (1)による手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。
- 5 計画段階配慮事項についての検討に係る調査の手法
- (1) 第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討に係る調査の手法の選定に当たっては、次のアからオまでに掲げる事項について、それぞれアからオまでに定めるものを、選定事項に係る適切な予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を考慮し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準を確保するものとする。
- ア 調査すべき情報
- 選定事項に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的・文化的状況に関する情報
- イ 調査の基本的な手法
- 国又は府等が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- ウ 調査の対象とする地域（6において「調査地域」という。）
- 第一種事業等の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- (2) (1)イの調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な手法を選定するものとする。
- (3) 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に

伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

- (4) 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報の公開に当たっては、必要に応じ、種及び場所を特定することができないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

6 計画段階配慮事項についての検討に係る予測の手法

- (1) 第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討に係る予測の手法の選定に当たっては、次のア及びイに掲げる事項について、それぞれア及びイに定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を考慮し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに行うものとする。

ア 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

イ 予測の対象とする地域

調査地域のうちから適切に選定された地域

- (2) 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及び適用範囲、予測の対象とする地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。
- (3) 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合で、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を考慮して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

7 計画段階配慮事項についての検討に係る評価の手法

第一種事業等に係る計画段階配慮事項についての検討に係る評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項についての検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 1(1)により位置等に関する複数案を設定してい

る場合は、当該選定した案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較することにより評価する手法であること。

- (2) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業等の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全及び創造についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- (3) 国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについても検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (4) 第一種事業等を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全及び創造のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

別記の第1の1の(1)のアの(イ)及び(ロ)並びにイの(ウ)中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第1の1の(1)のイの(エ)中「とする」を「及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）とする」に改め、別記の第1の1の(2)中「騒音」の右に「及び超低周波音」を加え、別記の第1の1の(2)のアの(イ)及び(ロ)並びにイの(ウ)中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第1の1の(2)のイの(エ)中「とする」を「及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）とする」に改め、別記の第1の1の(3)のアの(イ)及び(ロ)並びにイの(ウ)中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第1の1の(3)のイの(エ)中「とする」を「及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）とする」に改め、別記の第1の1の(4)のアの(イ)及び(ロ)並びにイの(ウ)中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第1の1の(4)のイの(エ)中「とする」を「及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）とする」に改め、別記の第1の2の(1)のアの(イ)及び(ロ)並びにイの(ウ)中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第1の2の(1)のイの(エ)中「とする」を「及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）とする」に改め、別記の第1の2の(2)のアの

(エ)及び(オ)並びにイの(ウ)及び(エ)、(3)のアの(エ)及び(オ)並びにイの(ウ)及び(エ)並びに(4)のアの(エ)及び(オ)中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第1の2の(4)のイの(ウ)中「とする」を「及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）とする」に改め、別記の第1の3の(1)のアの(エ)中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第1の3の(1)のアの(オ)中「把握できる時期」を「把握することができる時期」に、「が適切に把握できる」を「を適切に把握することができる」に改め、別記の第1の3の(1)のイの(ウ)並びに(2)のアの(エ)及び(オ)並びにイの(ウ)中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第1の3の(2)のイの(エ)中「とする」を「及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）とする」に改め、別記の第1の3の(3)のアの(エ)及び(オ)並びにイの(ウ)及び(エ)並びに4の(1)のエ並びに(2)のウ中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第2の1中「動物に係るもの」を「陸生及び水生の動物に係るもの」に改め、別記の第2の1の(1)のエ及びオ並びに(2)のウ中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第2の2中「植物に係るもの」を「植物（藻類、地衣類及び菌類を含む。）に係るもの」に、「土壌」を「土壌等」に改め、別記の第2の2の(1)のエ及びオ並びに(2)のウ中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第2の3中「特徴づける生態系」を「特徴付ける生態系（陸域・海域・陸水域）」に改め、別記の第2の3の(1)のエ及びオ並びに(2)のウ並びに第3の1の(1)のウからオまで並びに(2)のウ並びに2の(1)のエ及びオ並びに(2)のウ中「把握できる」を「把握することができる」に改め、別記の第4の1の(3)及び2の(2)中「とする」を「及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）とする」に改め、別記の第5の1の(1)のウ及びエ並びに(2)のウ、2の(1)のエ及びオ並びに(2)のウ並びに3の(1)のエ及びオ並びに(2)のウ中「把握できる」を「把握することができる」に改める。

別表環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素の項中「騒音」の右に「及び超低周波音」を加え、「他環境」を「他の環境」に改め、同表の注の1中「○」を「、○」に改め、同表の別紙の1の(2)中「工場の稼働等」を「風力発電所、工場等」に改め、同表の別紙の2の(1)のアの(イ)中「騒音」の右に「及び超低周波音」を加え、同表の別紙の2の(1)のイの(ア)中「全隣」を「全隣^{りん}」に改め、同表の別紙の2の(2)のイ中「土壌」を「土壌等」に改め、同表の別紙の2の(2)のウ中「特徴づける」を「特徴付ける」に改める。

京都府告示第377号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成26年 7月 1日

京都府知事 山 田 啓 二

名 称	所 在 地	認 定 日 年 月 日	認定期限
国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下28	平 26. 5. 18	平 29. 5. 17

京都府告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成26年 7月 1日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 保安林予定森林の所在場所

与謝郡与謝野町字幾地小字松尾7128から7130まで、小字ココ谷7131、7132、1974の1、1974の2、1975、1977、1977の乙、1977の丙、1978から1982まで、1984
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字ココ谷7131・7132・1975・1981（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1982
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森林保全課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

平成26年7月1日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府告示第379号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府丹後土木事務所長から通知があった。

- 1 測量の地域
宮津市長江地内
- 2 測量の期間
平成26年7月1日から平成26年7月30日まで
- 3 測量の種類
公共測量（1、3級基準点測量）

京都府告示第380号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

平成26年7月1日

京都府知事 山 田 啓 二

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小泉川源流1（え 008-1）	長岡京市浄土谷地区	次の図のとおり	土石流
小泉川源流2（え 008-2）	〃	〃	〃
柳谷（え 1001）	〃	〃	急傾斜地の崩壊

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上常吉3（る 006）	京丹後市大宮町上常吉地区	次の図のとおり	土石流
上常吉8（新る 2019-2）	〃	〃	〃
上常吉9（新る 2020-3）	〃	〃	〃
上常吉12（新る 2021）	〃	〃	〃
上常吉13（新る 2021-2）	〃	〃	〃
上常吉14（新る 2022）	〃	〃	〃
上常吉15（新る 2023-5）	〃	〃	〃
上常吉16（新る 2023）	〃	〃	〃
上常吉17（新る 2023-4）	〃	〃	〃
上常吉A（る 1017）	〃	〃	急傾斜地の崩壊
上常吉D（る 2010）	〃	〃	〃
上常吉C（る 2009）	〃	〃	〃
上常吉E（る 1018）	〃	〃	〃

上常吉F (る 1018-2)	京丹後市大宮町上常吉地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上常吉G (る 1018-3)	〃	〃	〃
上常吉I (る 2013)	〃	〃	〃
上常吉J (る 2013-2)	〃	〃	〃
上常吉K (る 2014)	〃	〃	〃
上常吉L (る 1019)	〃	〃	〃
上常吉M (る 2015)	〃	〃	〃
上常吉N (る 2016)	〃	〃	〃
上常吉O (る 2017)	〃	〃	〃
上常吉P (る 2017-2)	〃	〃	〃
下常吉2 (る 005)	京丹後市大宮町下常吉地区	〃	土石流
下常吉3 (新る 1007)	〃	〃	〃
下常吉4 (る 004)	〃	〃	〃
下常吉5 (新る 2015)	〃	〃	〃
下常吉A (る 1015-2)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
下常吉B (る 2007)	〃	〃	〃
下常吉C (る 1015)	〃	〃	〃
下常吉D (る 2007-2)	〃	〃	〃
下常吉E (る 2008-2)	〃	〃	〃
下常吉F (る 2008)	〃	〃	〃
奥大野A (る 1015-3)	京丹後市大宮町奥大野地区	〃	〃
谷内2 (新る 2014-2)	〃 〃 谷内地区	〃	土石流
岩屋寺A (る 1024-2)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
三重1 (る 013-2)	京丹後市大宮町三重地区	〃	土石流
三重2 (る 013)	〃	〃	〃
三重3 (る 012-2)	〃	〃	〃
三重4 (る 012)	〃	〃	〃
三重5 (る 011)	〃	〃	〃
三重6 (る 010)	〃	〃	〃
三重7 (る 010-2)	〃	〃	〃
三重8 (る 010-3)	〃	〃	〃
三重A (る 1027-4)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
三重B (る 1027-3)	〃	〃	〃
三重C (る 1027)	〃	〃	〃
三重D (る 1027-2)	〃	〃	〃
三重E (る 1025)	〃	〃	〃
三重F (る 1025-2)	〃	〃	〃
三重H (る 2022)	〃	〃	〃
三重J (る 2022-3)	〃	〃	〃
三重K (る 2022-2)	〃	〃	〃
森本1 (新る 1002)	京丹後市大宮町森本地区	〃	土石流
森本2 (新る 1003)	〃	〃	〃
森本3 (る 014)	〃	〃	〃
森本A (る 1001-3)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
森本B (る 1001-2)	〃	〃	〃
森本C (る 1001)	〃	〃	〃
森本D (る 2001)	〃	〃	〃
森本E (る 1002)	〃	〃	〃
森本F (る 1002-2)	〃	〃	〃

明田1 (る 017-2)	京丹後市大宮町明田地区	次の図のとおり	土石流
明田2 (る 017)	〃	〃	〃
明田3 (る 016)	〃	〃	〃
明田4 (る 015)	〃	〃	〃
明田A (る 2038-2)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
明田B (る 2038)	〃	〃	〃
明田C (る 1036)	〃	〃	〃
明田D (る 1036-2)	〃	〃	〃
明田E (る 1036-3)	〃	〃	〃
明田F (る 1038)	〃	〃	〃
延利1 (る 020)	京丹後市大宮町延利地区	〃	土石流
延利2 (新る 2010)	〃	〃	〃
延利B (る 1034-3)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
延利C (る 1034)	〃	〃	〃
延利E (る 1034-5)	〃	〃	〃
延利F (る 1034-6)	〃	〃	〃
延利G (る 2037)	〃	〃	〃
五十河1 (る 025)	京丹後市大宮町五十河地区	〃	土石流
五十河2 (る 025-2)	〃	〃	〃
五十河4 (る 024)	〃	〃	〃
五十河A (る 2034-2)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
五十河B (る 2034-3)	〃	〃	〃
五十河C (る 2034)	〃	〃	〃
新宮1 (る 023)	京丹後市大宮町新宮地区	〃	土石流
新宮2 (新る 1001)	〃	〃	〃
新宮A (る 2036-3)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
新宮D (る 2036-5)	〃	〃	〃
青谷川 (新る 2002-3)	京丹後市大宮町久住地区	〃	土石流
苜安川 (新る 2002-2)	〃	〃	〃
堂谷2 (新る 2005)	〃	〃	〃
中ノ谷川 (新る 2002)	〃	〃	〃
堂谷1 (る 019)	〃	〃	〃
岡谷1 (る 502)	〃	〃	〃
岡谷2 (る 502-2)	〃	〃	〃
和田山川2 (新る 2003)	〃	〃	〃
和田山川1 (る 503)	〃	〃	〃
久住上A (る 1031)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
久住A (る 1032)	〃	〃	〃
久住B (る 1032-2)	〃	〃	〃
久住C (る 1032-3)	〃	〃	〃
久住奥A (る 2023)	〃	〃	〃
久住奥B (る 2023-2)	〃	〃	〃
久住奥C (る 2023-3)	〃	〃	〃
久住奥D (る 2023-4)	〃	〃	〃
久住奥E (る 2023-5)	〃	〃	〃
久住奥F (る 2023-6)	〃	〃	〃
久住上B (る 2024)	〃	〃	〃
久住上C (る 2025)	〃	〃	〃
久住D (る 2028)	〃	〃	〃

久住E（る 2029）	京丹後市大宮町久住地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久住G（る 2029-2）	〃	〃	〃
久住F（る 2030）	〃	〃	〃
久住H（る 2030-2）	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所



京都府告示第381号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

平成26年7月1日

京都府知事 山 田 啓 二

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
小泉川源流2（え 008-2）	長岡京市浄土谷地区	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
柳谷（え 1001）	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

(3) 閲覧場所 長岡京市役所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
上常吉3（る 006）	京丹後市大宮町上常吉地区	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
上常吉8（新る 2019-2）	〃	〃	〃	〃
上常吉9（新る 2020-3）	〃	〃	〃	〃
上常吉12（新る 2021）	〃	〃	〃	〃
上常吉13（新る 2021-2）	〃	〃	〃	〃
上常吉14（新る 2022）	〃	〃	〃	〃
上常吉15（新る 2023-5）	〃	〃	〃	〃
上常吉16（新る 2023）	〃	〃	〃	〃
上常吉A（る 1017）	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
上常吉D（る 2010）	〃	〃	〃	〃
上常吉C（る 2009）	〃	〃	〃	〃
上常吉E（る 1018）	〃	〃	〃	〃
上常吉F（る 1018-2）	〃	〃	〃	〃
上常吉G（る 1018-3）	〃	〃	〃	〃
上常吉I（る 2013）	〃	〃	〃	〃
上常吉J（る 2013-2）	〃	〃	〃	〃
上常吉K（る 2014）	〃	〃	〃	〃
上常吉L（る 1019）	〃	〃	〃	〃

上常吉M (る 2015)	京丹後市大宮町上常吉地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上常吉N (る 2016)	〃	〃	〃	〃
上常吉O (る 2017)	〃	〃	〃	〃
上常吉P (る 2017-2)	〃	〃	〃	〃
下常吉2 (る 005)	京丹後市大宮町下常吉地区	〃	土石流	〃
下常吉3 (新る 1007)	〃	〃	〃	〃
下常吉A (る 1015-2)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
下常吉B (る 2007)	〃	〃	〃	〃
下常吉C (る 1015)	〃	〃	〃	〃
下常吉D (る 2007-2)	〃	〃	〃	〃
下常吉E (る 2008-2)	〃	〃	〃	〃
下常吉F (る 2008)	〃	〃	〃	〃
奥大野A (る 1015-3)	京丹後市大宮町奥大野地区	〃	〃	〃
谷内2 (新る 2014-2)	〃 〃 谷内地区	〃	土石流	〃
岩屋寺A (る 1024-2)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
三重1 (る 013-2)	京丹後市大宮町三重地区	〃	土石流	〃
三重3 (る 012-2)	〃	〃	〃	〃
三重7 (る 010-2)	〃	〃	〃	〃
三重8 (る 010-3)	〃	〃	〃	〃
三重A (る 1027-4)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
三重B (る 1027-3)	〃	〃	〃	〃
三重C (る 1027)	〃	〃	〃	〃
三重D (る 1027-2)	〃	〃	〃	〃
三重E (る 1025)	〃	〃	〃	〃
三重F (る 1025-2)	〃	〃	〃	〃
三重H (る 2022)	〃	〃	〃	〃
三重J (る 2022-3)	〃	〃	〃	〃
三重K (る 2022-2)	〃	〃	〃	〃
森本1 (新る 1002)	京丹後市大宮町森本地区	〃	土石流	〃
森本2 (新る 1003)	〃	〃	〃	〃
森本3 (る 014)	〃	〃	〃	〃
森本A (る 1001-3)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
森本B (る 1001-2)	〃	〃	〃	〃
森本C (る 1001)	〃	〃	〃	〃
森本D (る 2001)	〃	〃	〃	〃
森本E (る 1002)	〃	〃	〃	〃
森本F (る 1002-2)	〃	〃	〃	〃
明田1 (る 017-2)	京丹後市大宮町明田地区	〃	土石流	〃
明田3 (る 016)	〃	〃	〃	〃
明田A (る 2038-2)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
明田B (る 2038)	〃	〃	〃	〃
明田C (る 1036)	〃	〃	〃	〃
明田D (る 1036-2)	〃	〃	〃	〃
明田E (る 1036-3)	〃	〃	〃	〃
明田F (る 1038)	〃	〃	〃	〃
延利1 (る 020)	京丹後市大宮町延利地区	〃	土石流	〃
延利2 (新る 2010)	〃	〃	〃	〃
延利B (る 1034-3)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
延利C (る 1034)	〃	〃	〃	〃

延利E (る 1034-5)	京丹後市大宮町延利地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
延利F (る 1034-6)	〃	〃	〃	〃
延利G (る 2037)	〃	〃	〃	〃
五十河2 (る 025-2)	京丹後市大宮町五十河地区	〃	土石流	〃
五十河4 (る 024)	〃	〃	〃	〃
五十河A (る 2034-2)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
五十河B (る 2034-3)	〃	〃	〃	〃
五十河C (る 2034)	〃	〃	〃	〃
新宮1 (る 023)	京丹後市大宮町新宮地区	〃	土石流	〃
新宮A (る 2036-3)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
新宮D (る 2036-5)	〃	〃	〃	〃
青谷川 (新る 2002-3)	京丹後市大宮町久住地区	〃	土石流	〃
菊安川 (新る 2002-2)	〃	〃	〃	〃
堂谷2 (新る 2005)	〃	〃	〃	〃
中ノ谷川 (新る 2002)	〃	〃	〃	〃
岡谷1 (る 502)	〃	〃	〃	〃
岡谷2 (る 502-2)	〃	〃	〃	〃
和田山川2 (新る 2003)	〃	〃	〃	〃
和田山川1 (る 503)	〃	〃	〃	〃
久住上A (る 1031)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
久住A (る 1032)	〃	〃	〃	〃
久住B (る 1032-2)	〃	〃	〃	〃
久住C (る 1032-3)	〃	〃	〃	〃
久住奥A (る 2023)	〃	〃	〃	〃
久住奥B (る 2023-2)	〃	〃	〃	〃
久住奥C (る 2023-3)	〃	〃	〃	〃
久住奥D (る 2023-4)	〃	〃	〃	〃
久住奥E (る 2023-5)	〃	〃	〃	〃
久住奥F (る 2023-6)	〃	〃	〃	〃
久住上B (る 2024)	〃	〃	〃	〃
久住上C (る 2025)	〃	〃	〃	〃
久住D (る 2028)	〃	〃	〃	〃
久住E (る 2029)	〃	〃	〃	〃
久住G (る 2029-2)	〃	〃	〃	〃
久住F (る 2030)	〃	〃	〃	〃
久住H (る 2030-2)	〃	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所

(3) 閲覧場所 京丹後市役所

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、定款変更認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月1日

京都府知事 山 田 啓 二

1 定款変更認証申請を行った特定非営利活動法人の概要

- (1) 名称
特定非営利活動法人八幡たけくらぶ
- (2) 代表者の氏名
森脇 勉
- (3) 主たる事務所の所在地
八幡市欽明台中央11番地1
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、緑の自然環境の保全のために、竹と

樹木の適正な棲み分けを誘導し、美しい緑豊かな里山の維持・再生と伐採した竹の有効活用を通じて、地球温暖化防止への住民の認識を深め、普及啓発と併せて青少年の環境教育を促進することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年6月2日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室及び田辺地域総務室並びに京都府府民生活部府民力推進課

4 縦覧期間

平成26年6月2日から平成26年8月4日まで



京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）第8条第1項の規定により、平成26年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成26年7月1日

京都府知事 山 田 啓 二

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験及び鑑別試験

ア 日時

平成26年10月26日（日）午後1時30分から午後3時まで

イ 場所

長浜バイオ大学京都CAMPUS烏丸学舎（旧関西文理学院＜予備校＞）
（京都市北区上御霊上江町250）

(2) 処理実技試験

ア 日時

平成26年11月2日（日）午前9時から午後5時まで

イ 場所

京都調理師専門学校
（京都市中京区壬生御所ノ内町35）

2 試験科目

次の各科目について試験を行う。

(1) 学科試験

ア 公衆衛生関係法規

イ 食品衛生学

ウ 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例及び京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則

エ ふぐの性状

(2) 鑑別試験

ア ふぐの種類鑑別

イ ふぐの臓器鑑別

(3) 処理実技試験

ふぐの処理に関する実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) ふぐの処理に従事した経験年数が1年以上の者
- (2) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第1号に規定する調理師養成施設において、ふぐの処理に関する課程を修了した者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ ふぐ処理業務証明書等（3の(1)又は(2)に該当する者であることを証するもの）。ただし、平成21年度以降に京都府が実施したふぐ処理師試験受験票を添付した場合は、提出を要しない。

ウ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽、大きさは縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

エ 受験手数料

6,500円（京都府収入証紙によること。）

なお、実技試験に使用するふぐの費用は、別途、受験者の実費負担とする。

(2) 受付期間

平成26年9月8日（月）から平成26年9月12日（金）まで

受付時間は、午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(3) 受付場所及び提出方法

京都府健康福祉部生活衛生課、京都府保健所又は京都府広域振興局田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎内の総合案内・相談センターに持参すること。

5 合格発表

平成26年11月27日（木）午前9時から京都府庁、京都府保健所並びに京都府広域振興局田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎に合格者の受験番号を掲示する。

6 その他

(1) 受験願書等は、4の(3)の受付場所において、平成26年8月11日（月）から平成26年9月12日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（平成26年9月12日（金）にあつては、午後4時30分）まで配布する。

(2) 試験についての問合せは、京都府健康福祉部生活衛生課（電話（075）414-4773）又は京都府保健所に行うこと。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により、農地中間管理機構を次のとおり指定した。

平成26年7月1日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所
公益社団法人京都府農業総合支援センター
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地
の2 京都府庁西別館内
- 2 農地中間管理事業を行う事務所の所在地
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地
の2 京都府庁西別館内
- 3 農地中間管理事業の開始の日
平成26年7月1日

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年7月1日

京都府警察本部長 山 下 史 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
 - ア 男性警察官冬帽子 195個
 - イ 男性警察官冬活動帽子 195個
 - ウ 男性警察官合帽子 42個
 - エ 男性警察官合活動帽子 42個
 - オ 男性警察官夏帽子 42個
 - カ 男性警察官夏活動帽子 42個
 - キ 女性警察官冬帽子 42個
 - ク 女性警察官冬活動帽子 42個
 - ケ 女性警察官合帽子 4個
 - コ 女性警察官合活動帽子 4個
 - サ 女性警察官夏帽子 4個
 - シ 女性警察官夏活動帽子 4個
 - ス 男性警察官冬服上衣 390着
 - セ 男性警察官冬服ズボン 390着
 - ソ 女性警察官冬服上衣 84着
 - タ 女性警察官冬服スカート 42着
 - チ 女性警察官冬服ズボン 84着
 - ツ 女性警察官冬服ベスト 42着
 - テ 男性警察官冬活動服 195着
 - ト 男性警察官合服上衣 84着
 - ナ 男性警察官合服ズボン 84着
 - ニ 男性警察官冬ワイシャツ 390着
 - ヌ 男性警察官合ワイシャツ 84着
 - ネ 男性警察官防寒服 195着
 - ノ 女性警察官防寒服 42着

- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
 - ア (1)のウからカまで、ケからシまで、ト、ナ及びヌの購入物品
平成26年9月25日（木）
 - イ (1)のア、イ、キ、ク、スからテまで、ニ、ネ及びノの購入物品
平成26年11月6日（木）
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2251
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付
平成26年7月1日(火)から平成26年7月16日(水)まで（日曜日及び土曜日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時
平成26年7月3日（木）午前11時から
 - イ 場所
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部本館地下入札室
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「警察用品」、「百貨店」又は「繊維製品」に登録されているものであること。
 - (3) 1の(1)の購入物品を納入期限までに確実に納入することができる者と認められる者であること。
 - (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
 - (5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。
 - (6) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。
- 4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成26年7月1日(火)から平成26年7月16日(水)まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(4) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1の(1)のアからシまでの購入物品

平成26年7月28日（月）午後2時

(イ) 1の(1)のス及びセの購入物品

平成26年7月28日（月）午後2時20分

(ウ) 1の(1)のソからツまでの購入物品

平成26年7月28日（月）午後2時40分

(エ) 1の(1)のテの購入物品

平成26年7月28日（月）午後3時

(オ) 1の(1)のト及びナの購入物品

平成26年7月28日（月）午後3時20分

(カ) 1の(1)のニ及びヌの購入物品

平成26年7月28日（月）午後3時40分

(キ) 1の(1)のネ及びノの購入物品

平成26年7月28日（月）午後4時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わ

ることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札業者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

人 事 委 員 会

平成26年度京都府職員（初級）採用試験を次のとおり実施する。

平成26年7月1日

京都府人事委員会

委員長 福井 啓介

1 試験区分及び採用予定人数

事務 5名程度

農業 若干名

- 林業 若干名
- 土木 若干名
- 2 勤務先及び職務内容
知事部局の本庁又は地域機関等に勤務して、事務又は技術的業務に従事する。
- 3 受験資格
 - (1) 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した方又は平成27年3月末日までに卒業見込みの方を除く。
 - (2) 次のいずれかに該当する方は、受験することができない。
 - ア 日本の国籍を有しない方
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する方
- 4 第1次試験
 - (1) 期日及び場所
教養試験、作文試験及び専門試験（農業、林業及び土木のみ）を平成26年9月28日（日）に京都女子大学及び京都府立西舞鶴高等学校で、口述試験を平成26年10月上旬から中旬に京都府庁で行う。
 - (2) 方法
 - ア 教養試験
多枝選択式により、出題数50題のうち45題を解答する選択解答制とする。
 - イ 作文試験
文章表現力をみる作文試験を実施する。なお、作文試験の採点は、第2次試験で行う。
 - ウ 専門試験（農業、林業及び土木のみ）
多枝選択式により、40題を出題し全問必須解答とする。
 - エ 口述試験
口述試験については、教養試験及び専門試験（農業、林業及び土木のみ）で一定の点数に達している方に対して行う。
- 5 第1次試験（口述試験）受験対象者発表
平成26年10月2日（木）午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。
- 6 第1次試験合格者発表
平成26年10月23日（木）午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
- 7 第2次試験
平成26年11月上旬から中旬に、第1次試験合格者に対して、適性検査及び口述試験を行う。
- 8 最終合格者発表
平成26年11月28日（金）午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
- 9 採用
この試験の合格者は、京都府人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された上、京都府知事からの請

- 求に応じて提示され、そのうちから採用が決定される。
- 10 採用予定日
平成27年4月1日
- 11 受験申込手続及び申込受付期間
 - (1) 申込書の請求及び問合せ先
京都府人事委員会事務局総務任用課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁内）
電話（075）414-5647又は414-5648
 - (2) 申込方法
インターネットホームページ上（<http://www.pref.kyoto.jp/recruit/>）から申し込むか、申込書に必要事項を記入し、写真を貼って京都府人事委員会事務局に郵送（簡易書留郵便にすること。）により提出する。
 - (3) 申込受付期間
インターネット受付は、平成26年8月15日（金）から平成26年8月29日（金）正午までとする。
郵送受付は、平成26年8月15日（金）から平成26年8月29日（金）までとし、締切日までの消印のあるものに限り受け付ける。



平成26年度京都府公立学校職員採用試験を次のとおり実施する。

平成26年7月1日

京都府人事委員会
委員長 福井 啓介

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分	採用予定人数	受 験 資 格	
学校事務職員	A 15名程度	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した方又は平成27年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	平成3年4月2日以降に生まれた方
	B 5名程度	上記A以外の方	平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方

学校図書館司書	若干名	司書の資格を有する方又は平成27年3月末日までに資格取得見込みの方	平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方
学校施設管理職員	A 若干名	ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方又は平成27年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	昭和50年4月2日以降に生まれた方
	B 若干名	上記A以外の方	昭和50年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方

次のいずれかに該当する方は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない方（学校図書館司書については、日本の国籍を有しない方も受験することができる。）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する方
なお、司書の資格取得見込みでこの試験に合格した方が資格を取得することができなかった場合は、採用されない。

2 勤務先及び職務内容

試験区分	勤務先及び職務内容
学校事務職員	市町立（京都市立を除き、組合立及び連合立を含む。）小中学校、府立中学校、府立高等学校又は府立特別支援学校において、学校事務に従事する。
学校図書館司書	府立高等学校又は府立特別支援学校等において、学校図書館の業務に従事する。
学校施設管理職員	府立高等学校又は府立特別支援学校において、学校施設維持管理、学校安全・学校環境衛生及び教育活動支援の事務又は技術的な業務に従事する。

3 第1次試験

(1) 期日及び場所

教養試験、作文試験及び専門試験（学校図書館司書及び学校施設管理職員のみ）を平成26年9月28日（日）に京都女子大学及び京都府立西舞鶴高等学校

で、口述試験を平成26年10月上旬から中旬に京都府庁で行う。

(2) 方法

ア 教養試験

多枝選択式により、出題数50題のうち45題を解答する選択解答制とする。

イ 作文試験

文章表現力をみる作文試験を実施する。なお、作文試験の採点は、第2次試験で行う。

ウ 専門試験（学校図書館司書及び学校施設管理職員のみ）

多枝選択式により、40題を出題し全問必須解答とする。

エ 口述試験

口述試験については、教養試験及び専門試験（学校図書館司書及び学校施設管理職員のみ）で一定の点数に達している方に対して行う。

4 第1次試験（口述試験）受験対象者発表

平成26年10月2日（木）午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。

5 第1次試験合格者発表

平成26年10月23日（木）午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

6 第2次試験

平成26年11月上旬から中旬に、第1次試験合格者に対して、適性検査及び口述試験を行う。

7 最終合格者発表

平成26年11月28日（金）午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

8 採用

この試験の合格者は、京都府人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された上、京都府教育委員会教育長からの請求に応じて提示され、そのうちから採用が決定される。

9 採用予定日

平成27年4月1日

10 受験申込手続及び申込受付期間

(1) 申込書の請求及び問合せ先

京都府人事委員会事務局総務任用課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁内）

電話（075）414-5647又は414-5648

(2) 申込方法

インターネットホームページ上（<http://www.pref.kyoto.jp/recruit/>）から申し込むか、申込書に必要事項を記入し、写真を貼って京都府人事委員会事務局に郵送（簡易書留郵便にすること。）により提出する。

(3) 申込受付期間

インターネット受付は、平成26年8月15日（金）

から平成26年8月29日（金）正午までとする。
 郵送受付は、平成26年8月15日（金）から平成26年8月29日（金）までとし、締切日までの消印のあるものに限り受け付ける。



平成26年度京都府職員（警察事務）採用試験を次のとおり実施する。

平成26年7月1日

京都府人事委員会
 委員長 福 井 啓 介

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分	採用予定人数	受 験 資 格
警 察 事 務 職 員	A 15名程度	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した方又は平成27年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方
	B 5名程度	上記A以外の方

次のいずれかに該当する方は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する方

2 勤務先及び職務内容

警察本部又は府内の警察署等において、警察事務に従事する。

3 第1次試験

(1) 期日及び場所

教養試験及び作文試験を平成26年9月28日（日）に京都女子大学及び京都府立西舞鶴高等学校で、口述試験を平成26年10月上旬から中旬に京都府庁で行う。

(2) 方法

ア 教養試験

多肢選択式により、出題数50題のうち45題を解答する選択解答制とする。

イ 作文試験

文章表現力をみる作文試験を実施する。なお、作文試験の採点は、第2次試験で行う。

ウ 口述試験

口述試験については、教養試験で一定の点数に達している方に対して行う。

4 第1次試験（口述試験）受験対象者発表

平成26年10月2日（木）午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。

5 第1次試験合格者発表

平成26年10月23日（木）午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

6 第2次試験

平成26年11月上旬から中旬に、第1次試験合格者に対して、適性検査及び口述試験を行う。

7 最終合格者発表

平成26年11月28日（金）午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

8 採用

この試験の合格者は、京都府人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された上、京都府警察本部長からの請求に応じて提示され、そのうちから採用が決定される。

9 採用予定日

平成27年4月1日

10 受験申込手続及び申込受付期間

(1) 申込書の請求及び問合せ先

京都府人事委員会事務局総務任用課
 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁内）
 電話（075）414-5647又は414-5648

(2) 申込方法

インターネットホームページ上（<http://www.pref.kyoto.jp/recruit/>）から申し込むか、申込書に必要事項を記入し、写真を貼って京都府人事委員会事務局に郵送（簡易書留郵便にすること。）により提出する。

(3) 申込受付期間

インターネット受付は、平成26年8月15日（金）から平成26年8月29日（金）正午までとする。
 郵送受付は、平成26年8月15日（金）から平成26年8月29日（金）までとし、締切日までの消印のあるものに限り受け付ける。



平成26年度第2回京都府警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成26年7月1日

京都府人事委員会
委員長 福井 啓介

1 採用予定人数

- 警察官（男性A） 50名程度
- 警察官（女性A） 10名程度
- 警察官（男性BⅠ・BⅡ） 合わせて50名程度
- 警察官（女性BⅠ・BⅡ） 合わせて10名程度

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に従事する。

3 試験区分及び受験資格

試験区分	受 験 資 格	
警察官 (男性A・女性A)	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は平成27年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	昭和59年4月2日以降に生まれた方
警察官 (男性BⅠ・女性BⅠ)	上記A区分及び下記BⅡ区分以外の方	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方
警察官 (男性BⅡ・女性BⅡ)	ア 学校教育法による高等学校を平成27年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	

次のいずれかに該当する方は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する方

4 試験方法

試験は、第1次試験及び第2次試験を行う。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

多枝選択式により、出題数50題のうち45題を解答する選択解答制とする。

イ 作文試験

文章表現力をみる作文試験を実施する。なお、作文試験の採点は、第2次試験で行う。

ウ 口述試験等対象者の決定

教養試験の結果により決定する。

エ 口述試験等

口述試験等対象者に対して次の方法により行う。

(ア) 口述試験(集団面接)

(合格基準があり、基準に達しない場合は、不合格とする。)

(イ) 適性検査(判定は、第2次試験で行う。)

(ウ) 体力検査

職務執行上必要な体格及び基礎体力の検査を行う。

○ 体力検査実施予定種目

握力、上体起こし、反復横跳び、腕立て伏せ、20メートルシャトルラン

(各検査種目には合格基準があり、基準に達しない場合は、不合格とする。)

○ 体格基準

(警察官として採用されるには、次の基準を満たす必要がある。(判定は、第2次試験で行う。))

検査項目	警 察 官 (男 性)	警 察 官 (女 性)
身 長	160センチメートル以上	153センチメートル以上
体 重	47キログラム以上	43キログラム以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上(裸眼視力が0.6未満の場合は、矯正視力が1.0以上)であること。	
そ の 他	職務執行に支障のない身体的状態(色覚を含む。)であること。	

オ 第1次試験合格者の決定

教養試験、口述試験及び体力検査の結果により決定する。

※ 資格加点

柔道若しくは剣道の段位(講道館又は全日本剣道連盟認定のものに限る。)保有者又は情報処理技術者試験により取得した経済産業省所管の国家資格保有者に対し、第1次試験において、その段位又は資格に応じた一定点を加点する。

(2) 第2次試験

ア 第1次試験合格者に対して次の方法により行う。

(ア) 口述試験(個別面接)

(イ) 身体検査

指定する医療機関で身体検査をした検査書(指定様式)の提出を求める。

イ 最終合格者の決定

第2次試験の結果及び第1次試験の作文試験の結果により決定する。

5 試験日程

(1) 第1次試験

試験日	試験方法	試験時間	試験地
平成26年 9月21日 (日)	教養試験 作文試験	3時間	<京都市> 京都府警察学校又は龍谷 大学深草学舎 <舞鶴市> 京都府立西舞鶴高等学校
平成26年 10月中旬 、 10月下旬	口述試験 適性検査 体力検査	午前8時 40分 、 午後5時 15分	京都府警察学校

(2) 口述試験等対象者発表

平成26年9月30日(火)午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。

(3) 第1次試験合格者発表

平成26年11月7日(金)午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

(4) 第2次試験

試験日	試験方法	試験時間	試験地
平成26年 11月下旬 、 12月上旬	口述試験 身体検査	午前8時 45分 、 午後5時 15分	京都市

(5) 最終合格者発表

平成26年12月15日(月)午後1時に京都府庁正門及び第3号館前掲示板並びに京都府のホームページ上に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

6 採用

この試験の合格者は、京都府人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された上、京都府警察本部長からの請求に応じて提示され、そのうちから採用が決定される。

7 採用予定日

平成27年4月1日

8 受験申込手続及び申込受付期間

(1) 申込書の請求及び問合せ先

京都府人事委員会事務局総務任用課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(京都府庁内)
電話 (075) 414-5647又は414-5648
京都府警察本部警務部警務課採用係
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ

内町

電話 (075) 415-3140 (直通)
又は0120-555-314 (フリーダイヤル)
京都府内各警察署、交番又は駐在所

(2) 申込方法

インターネットホームページ上 (<http://www.pref.kyoto.jp/fukei/saiyo/>) から申し込むか、申込書に必要事項を記入し、写真を貼って京都府警察本部警務部警務課採用係に郵送(簡易書留郵便にすること。)により提出する。

(3) 申込受付期間

インターネット受付は、平成26年7月1日(火)から平成26年8月6日(水)までとする。

郵送受付は、平成26年7月1日(火)から平成26年8月13日(水)までとし、締切日までの消印のあるものに限り受け付ける。



平成26年度身体障害者を対象とした京都府職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成26年7月1日

京都府人事委員会
委員長 福井 啓介

1 採用予定人数

事務 若干名

2 勤務先及び職務内容

知事部局等に勤務して、事務に従事する。

3 受験資格

昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、次の(1)から(5)までの全ての条件を満たす方

(1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの方

(2) 自力により通勤することができ、介護者なしに職務の遂行が可能である方

(3) 京都府内に居住している方(通学等のため一時的に府外に居住している方を含む。)

(4) 日本国籍を有する方

(5) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当しない方

4 試験方法

試験は、第1次試験及び第2次試験を行う。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

多肢選択式により、出題数40題のうち36題を解答する選択解答制とする。

イ 作文試験

文章表現力をみる作文試験を実施する。

ウ 教養試験の問題区分

次に掲げる要件により、受験問題を区分して実施する。

問題区分	要 件
A	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した方又は平成27年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会がアに該当する方と同等の資格があると認める方
B	上記以外の方

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、適性検査及び口述試験を行う。

5 試験日程

(1) 第1次試験

試験日	試験方法	試験時間	試験地
平成26年 9月21日 (日)	教養試験	2時間（点字受験者は、2時間30分）	<京都市> 京都府職員研修・研究支援センター <舞鶴市> 京都府立西舞鶴高等学校
	作文試験	1時間	

(2) 第1次試験合格者発表

平成26年10月6日（月）に受験者全員に合否について通知する。

(3) 第2次試験

試験日	試験方法	試験時間	試験地
平成26年10月20日（月）	適性検査 口述試験	午前9時30分 ） 午後4時	京都市 舞鶴市

(4) 最終合格者発表

後日、受験者全員に合否について通知する。

6 採用

京都府人事委員会は、任命権者に対し最終合格者を通知し、これに基づいて任命権者が採用者を決定する。

7 採用予定日

平成27年4月1日

8 受験申込手続及び申込受付期間

(1) 申込書の請求及び問合せ先

京都府人事委員会事務局総務任用課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁内）

電話（075）414-5647又は414-5648

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入し、写真を貼って京都府人事委員会事務局に郵送（簡易書留郵便にすこ

と。）により提出する。

(3) 申込受付期間

平成26年8月15日（金）から平成26年8月29日（金）までとし、締切日までの消印のあるものに限り受け付ける。

監 査 委 員

26年監査公表第5号

平成25年度に執行した監査の結果（平成25年11月11日から平成26年1月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年7月1日

京都府監査委員 植田 喜裕
同 山口 勝
同 村山 佳也
同 園田 能夫

定期監査

監査の結果

【部局別】

文化環境部

府立植物園（監査実施年月日：平成25年10月16日・11月27日）

（指摘）

業務委託契約において、契約の締結状況を公表していない事例が認められた。

（措置の内容）

監査終了後直ちに、契約事務の適正な取扱いについて関係職員に再度、周知徹底するとともに、契約事務に係る進行管理チェック表を作成し、組織的なチェック体制を強化した。

【例月出納検査】

文化環境部

水環境対策課（監査実施年月日：平成25年12月20日・平成26年1月31日）

（指摘）

工事請負前払金の支払が遅延している事例が認められた。

（措置の内容）

監査終了後直ちに、支払事務の適正な取扱いについて請求書の受理事務を行う流域下水道事務所及び支払事務を行う水環境対策課の関係職員に周知徹底するとともに、進行管理チェック表を作成する等、事務処理体制の改善を図った。